

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託（消防防災課）
- 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託（ 〃 ）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
- 土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）
- 保安林の指定の解除（森林保全課）
- 開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）
- ◇調達公告 落札者の決定（警察本部会計課）

告 示

鳥取県告示第三百十八号
 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十

一年通商産業省令第五十四号）第十七条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委託する事務を処理する場所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三十九

二 委託する事務の内容

- 1 乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液化石油ガス）責任者免状、丙種化学（特別試験科目）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）並びに第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付申請書の配布、受付及び整理
- 2 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- 3 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の書換申請書の配布、受付及び整理
- 4 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の作成及び送付
- 5 4の製造保安責任者免状及び販売主任者免状に係る台帳の作成、保管及び整理

鳥取県告示第三百十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第七十七条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委託する事務を処理する場所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三一九

二 委託する事務の内容

- 1 液化石油ガス設備士免状の交付申請書の配布、受付及び整理
- 2 液化石油ガス設備士免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- 3 液化石油ガス設備士免状の書換申請書の配布、受付及び整理
- 4 液化石油ガス設備士免状の作成及び送付
- 5 4の液化石油ガス設備士免状に係る台帳の作成、保管及び整理

鳥取県告示第三百二十号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
有限会社 リビング山根	リビング山根米子店	米子市上福原四丁目一六〇〇一ーほか

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	村 瀬 秀 治	米子市二本木五六四
〃	倉 田 繁 夫	米子市一部三六九一三
〃	大 橋 宗 春	西伯郡岸本町吉長三五〇一
〃	植 田 森 男	米子市古豊千六五四
〃	遠 崎 正 男	米子市古豊千一五一二
〃	奥 田 昭 一	米子市上新印三〇〇
〃	山 住 忠 孝	米子市浦津三〇五一
〃	勝 部 浩	西伯郡岸本町遠藤一一
〃	松 原 宏 章	米子市今在家一三五
〃	瀬 尾 亘 恭	米子市東八幡二七四
〃	小 原 晋 輔	米子市赤井手三九三
〃	黒 多 仁	米子市蚊屋二八六一一八
〃	杉 谷 忠 美	米子市河岡八六三一
〃	奥 田 章	西伯郡日吉津村大字日吉津四二二一一
〃	小 林 二 郎	西伯郡淀江町大字佐陀五七一
〃	山 根 作 次	西伯郡日吉津村大字富吉一〇五二
〃	戸 田 一 郎	米子市尾高一〇七四
〃	門 田 之 実	米子市下新印二五九
〃	村 上 幸 雄	西伯郡日吉津村大字日吉津六二〇
〃	今 田 薫	米子市吉岡八〇
〃	河 本 愨 也	米子市古豊千二六六
〃	山 本 武 光	西伯郡日吉津村大字今吉二七七
〃	妹 尾 義 孝	米子市二本木二八一

〃 柳谷勝明 米子市下新印四三二
 〃 後藤修 米子市河岡六八九
 平成十年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 村瀬秀治 米子市二本木五六四
 〃 小原晋輔 米子市赤井手三九三
 〃 門田之實 米子市下新印二六二
 〃 山住忠孝 米子市浦津三〇五一
 〃 加藤喜一 米子市尾高一六八九
 〃 深田幾三郎 米子市古豊千一六九
 〃 今川正也 西伯郡日吉津村大字富吉一〇二〇
 〃 林順一 西伯郡日吉津村大字日吉津六五四
 〃 今田薫 米子市吉岡八〇
 〃 杉谷忠美 米子市河岡八六三一
 〃 勝部浩 西伯郡岸本町遠藤一一
 〃 塚田早苗 米子市東八幡一一九一一
 〃 奥田昭一 米子市上新印三〇〇
 〃 石原芳明 西伯郡日吉津村大字日吉津三三三
 〃 小林二郎 西伯郡淀江町大字佐陀五七一
 〃 後藤俊治 西伯郡岸本町吉長三六三
 〃 小森茂春 米子市一部一八
 〃 塚田義治 米子市今在家二七七
 〃 妹尾義孝 米子市二本木二八一
 〃 進幹弘 西伯郡淀江町大字佐陀一四八
 〃 山崎久則 米子市古豊千八六六
 平成十年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 柴山正行 倉吉市横田六八六
 〃 杉本美義 倉吉市上福田四九五
 〃 野谷貞一 倉吉市三江四六四一
 〃 松島和昭 倉吉市福本一一一
 〃 田中敏男 倉吉市上米積八一五一一
 〃 福有裕美 倉吉市上大立三一〇
 〃 山本衛 倉吉市三江二一〇
 〃 田中收 倉吉市福積六八一
 〃 楠本正壽 倉吉市服部六〇五
 〃 朝倉康信 倉吉市岡三〇八
 〃 池本宏之 倉吉市福光四二八
 〃 山根哲邦 倉吉市河来見五八一
 〃 清水亨 倉吉市尾田一七五
 〃 松井利行 倉吉市三江一四四一二
 〃 田村範幸 倉吉市服部三三二
 〃 太田進博 倉吉市横田三五五一
 平成十年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 柴 山 正 行 倉吉市横田六八六
 - 〃 楠 本 正 壽 倉吉市服部六〇五
 - 〃 梅 田 亨 倉吉市三江四四五
 - 〃 松 島 和 昭 倉吉市福本一一一
 - 〃 武 本 衛 倉吉市椋波三三二
 - 〃 田 中 敏 男 倉吉市上米積八一五一一
 - 〃 山 本 衛 倉吉市三江二一〇
 - 〃 田 中 收 倉吉市福積六八一三
 - 〃 朝 倉 康 信 倉吉市岡三〇八
 - 〃 藤 井 篤 志 倉吉市上福田二九〇
 - 〃 山 根 康 治 倉吉市桜四三五一一
 - 〃 池 本 宏 之 倉吉市福光四二八
 - 〃 山 根 哲 邦 倉吉市河来見五八一
 - 〃 清 水 亨 倉吉市尾田一七五
 - 〃 大 田 泰 弘 倉吉市大立七三九
 - 監 事 石 田 博 美 倉吉市服部七四五
 - 〃 船 木 良 雄 倉吉市福富二〇九一三
 - 〃 太 田 進 博 倉吉市横田三五五一
- 平成十年三月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七
 - 〃 村 澤 毅 西伯郡淀江町大字中間六九四
 - 〃 山 田 計 正 西伯郡淀江町大字小波九九〇
 - 〃 林 原 克 己 西伯郡淀江町大字小波一〇一四
 - 〃 堀 口 俊 逸 西伯郡淀江町大字淀江六三七
 - 〃 谷 田 稔 西伯郡淀江町大字西原五一八
 - 〃 小 浜 正 光 西伯郡淀江町大字小波八五六
 - 〃 唐 来 幸 男 西伯郡淀江町大字淀江八四二
 - 〃 岩 本 虎 雄 西伯郡淀江町大字淀江六五三
 - 〃 安 藤 治 西伯郡淀江町大字淀江五七四
 - 〃 生 田 直 行 西伯郡淀江町大字西原五八七
 - 〃 福 田 壽 雄 西伯郡淀江町大字小波一四四
 - 〃 上 嶋 勝 年 西伯郡淀江町大字中間四三五
 - 〃 中 西 幹 夫 西伯郡淀江町大字西原一二三二
 - 監 事 米 山 正 西伯郡淀江町大字小波八六七
 - 〃 村 岡 操 西伯郡淀江町大字西原六一三
- 平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七
- 〃 村 澤 繁 西伯郡淀江町大字中間六九四
- 〃 小 浜 正 光 西伯郡淀江町大字小波八五六
- 〃 林 原 克 己 西伯郡淀江町大字小波一〇一四
- 〃 谷 田 真 喜 男 西伯郡淀江町大字西原五一八

〃 安藤 治 西伯郡淀江町大字淀江五七四
 〃 林原 寛 西伯郡淀江町大字小波一〇二二
 〃 亀山 静男 西伯郡淀江町大字淀江九〇六
 〃 岩本 虎雄 西伯郡淀江町大字淀江六五三
 〃 生田 直行 西伯郡淀江町大字西原五八七
 〃 田原 篤雄 西伯郡淀江町大字西原七一八
 〃 田原 操 西伯郡淀江町大字西原九五二
 〃 福田 壽雄 西伯郡淀江町大字小波一四四
 〃 上嶋 勝年 西伯郡淀江町大字中間四三五
 〃 山田 教美 西伯郡淀江町大字小波九九〇
 〃 村岡 操 西伯郡淀江町大字西原六一三

平成十年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字来見野字芳原一三二七の八（次の図に示す部分に限る。）、一三二七の二四
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成九年三月二十八日 鳥取県指令都計三二二第十七号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市西円通寺字柚ノ木

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市尚徳町一一六

鳥取市

鳥取市長 西尾 迺富

鳥取県告示第三百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十二月十日 鳥取県指令米土維十第二十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原七丁目三一一

石井 重信

鳥取県告示第三百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年八月十一日 鳥取県指令都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字長江字東吉崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市伊木二八二一一

株式会社サンホーム

代表取締役 近藤 茂

有限会社不動産センター

代表取締役 澤 幸憲

鳥取県告示第三百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月二十八日 鳥取県指令倉土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字門田字鯨

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉一丁目四五五

地建開発有限会社

代表取締役 岸本 知行

調 達 公 告

一般競争入札による落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年 4 月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1	調達件名及び数量	鳥取県警察航空隊ヘリコプター機体2400時間点検整備一式
2	契約方式	一般競争入札
3	落札決定日	平成10年3月30日
4	落札者の氏名及び住所	朝日航洋株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1-1
5	落札価格	52,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6	入札公告日	平成10年2月17日
7	落札方式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部署の名称及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目220